

教育基本法案について

(説明資料)

平成18年5月
文部科学省

教育基本法とは

教育基本法は、戦後の我が国の教育の基本を確立するために、昭和22年に施行されたものです。教育の基本理念、義務教育の無償、教育の機会均等などについて定められており、学校教育法や社会教育法などすべての教育法規の根本法となるものです。

基本法をなぜ今、改正するのか

教育基本法の制定から半世紀以上が経ちました。その間、教育水準が向上し、生活が豊かになる一方で、都市化や少子高齢化の進展などによって、教育を取り巻く環境は大きく変わりました。近年、子どものモラルや学ぶ意欲の低下、家庭や地域の教育力の低下などが指摘されており、若者の雇用問題なども深刻化しています。

このような中で、教育の根本にさかのぼった改革が求められており、将来に向かって新しい時代の教育の基本理念を明確に示し、国民の皆さまの共通理解を図りながら、国民全体で教育改革を進め、我が国の未来を切り拓く教育を実現していくため、教育基本法を改める必要があります。

政府では、平成12年3月に内閣総理大臣の私的諮問機関として設けられた「教育改革国民会議」から、同年12月に教育基本法の見直しが提言されました。これを踏まえ、中央教育審議会は、15年3月に「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」答申を提出しました。

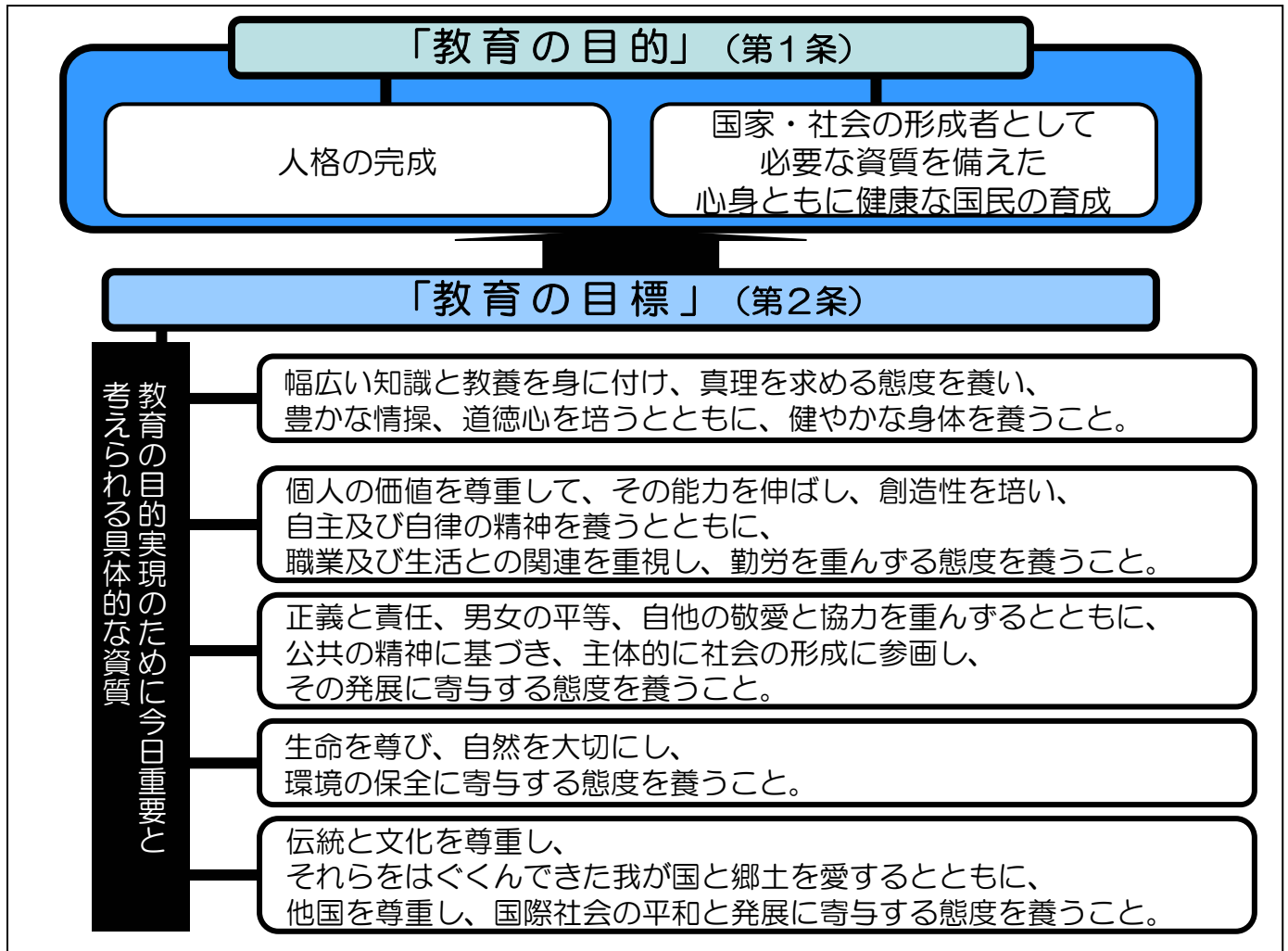
与党においても、教育基本法の改正について精力的な検討が約3年間にわたり行われ、18年4月に最終報告がまとめられました。

これらを踏まえ、政府は、18年4月28日に教育基本法の全部改正案を閣議決定し、国会に提出したところです。

現在、国会に提案中の教育基本法の改正案の内容と、そこからはじまる教育の抜本的な改革についての政府としての考え方について、国民の皆さまにご理解をいただきたいと思います。

教育基本法の改正案の内容について

1. 教育の目的・目標と理念を明らかにする。



「生涯学習の理念」「教育の機会均等」(第3条・第4条)

◇生涯学習に関する規定を新設し、生涯学習社会の実現について規定。

■国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

◇教育の機会均等について引き続き規定し、障害のある者が十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じるべき旨、新たに規定。

■すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

■国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

■国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

2. 教育の実施に関する基本的な事項を見直す。

教育を実施する際に基本となる事項について、

- ①義務教育、学校教育、教員、社会教育、政治教育、宗教教育に関する規定を見直すとともに、
- ②新たに、大学、私立学校、家庭教育、幼児期の教育、学校・家庭・地域の連携協力などについて規定。

※改正のポイント

義務教育（第5条）

（改正案）

- 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。
- 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
- 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
- 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

◎義務教育の年限について、従前は9年と定めていたところ、他法に委ねることとともに、義務教育の目的、義務教育の実施についての国と地方公共団体の責務等について新たに規定。

学校教育（第6条）

（改正案）

- 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。
- 学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

◎学校教育は、一定のカリキュラムに基づいて組織的・体系的に行われるべき旨、新たに規定。
◎学校教育においては、児童・生徒が、規律を重んずるとともに、学習意欲を高めることを重視すべき旨、新たに規定。

大学（第7条）

（改正案）

- 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。
- 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

◎大学に関する規定を新設し、大学の役割や、自主性・自律性など大学の特性が尊重されるべき旨、規定。

私立学校（第8条）

（改正案）

- 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

◎私立学校に関する規定を新設し、私立学校の自主性を尊重しつつ、国・地方公共団体が私学助成などの振興に努めるべき旨、規定。

教 員 (第9条)

(改正案)

- 法律に定める学校の教員は、自己の**崇高な使命**を深く自覚し、**絶えず研究と修養に励み**、その職責の遂行に努めなければならない。
- 教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、**養成と研修の充実が図られなければならない**。

◎教員は研究と修養に励み、養成と研修の充実が図られるべき旨、新たに規定。

家 庭 教 育 (第10条)

(改正案)

- 父母その他の保護者は、子の教育について**第一義的責任**を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。
- 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

◎家庭教育に関する規定を新設し、保護者が子どもの教育について第一義的責任を有すること、国や地方公共団体が家庭教育支援に努めるべき旨、規定。

幼 児 期 の 教 育 (第11条)

(改正案)

- 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ**、国及び地方公共団体は、**幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備**その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

◎幼児期の教育に関する規定を新設し、国や地方公共団体がその振興に努めるべき旨、規定。

社 会 教 育 (第12条)

(改正案)

- 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。
- 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

◎社会教育が国や地方公共団体により奨励・振興されるべき旨、引き続き規定。

学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力 (第13条)

(改正案)

- 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育における**それぞれの役割と責任を自覚するとともに**、**相互の連携及び協力に努めるものとする**。

◎学校・家庭・地域の連携協力に関する規定を新設し、それぞれが教育における役割と責任を自覚し、相互に連携協力に努めるべき旨、規定。

政 治 教 育 (第14条)

(改正案)

- 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。
- 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

◎政治的教養は教育上尊重されるとともに、党派的政治教育その他政治的活動を行ってはならない旨、引き続き規定。

宗教教育（第15条）

（改正案）

- 宗教に関する寛容の態度、**宗教に関する一般的な教養**及び宗教の社会生活における地位は、**教育上尊重されなければならない**。
- 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

◎ 宗教に関する一般的な教養は教育上尊重されるべき旨、新たに規定するとともに、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動を行ってはならない旨、引き続き規定。

3. 教育行政のあり方や教育振興基本計画の策定について定める。

教育行政（第16条）

◎ 教育のあり方について、不当な支配に服することなく、法律の定めるところにより行われるべきことを規定。

◎ 国・地方公共団体の役割分担や必要な財政措置について、新たに規定。

- ◇ 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。
- ◇ 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。
- ◇ 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。
- ◇ 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

教育振興基本計画（第17条）

◎ 教育振興基本計画に関する規定を新設し、国・地方公共団体が総合的かつ計画的に教育施策を推進するための基本計画を定めることについて、規定。

- ◇ 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び構すべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- ◇ 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

基本法が改正されると、教育は今後どう変わっていくのか

教育基本法の改正は、抜本的な教育改革の第一歩です。

教育全般について様々な課題が生じており、国民全体が協力して教育改革に取り組むことが重要です。このような中で、教育の目的や方針などの基本的な理念を定めた教育基本法を改正し、我が国の未来を切り拓く教育が目指すべき目的や理念を明示することにより、国民の皆さまと共通理解を図り、国民全体による教育改革を進めていきたいと考えております。

学校をはじめとした教育の現場においても、新しい教育の目標や理念が教育基本法に明示されることから、より充実した指導や取組みが行われることが期待されます。

また、文部科学省では、教育基本法の改正後に、新しい教育基本法の理念を具体化するための制度改正等を行うとともに、早急に教育振興基本計画の策定に取り組むと考えております。この基本計画に盛り込まれる施策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、教育改革をさらに加速させてまいります。

現実に生じている課題はどのように解決されるのか

教育現場で生じている喫緊の課題については、積極かつ迅速に具体的施策を講じていく必要があります。以下のような施策につき、既に重点的に取り組んでいるところですが、改正後の教育基本法の下で策定される教育振興基本計画に位置付けるなどして、引き続き計画的かつ積極的に推進してまいります。

「教育改革のための重点行動計画」（平成18年1月17日）より教育改革の取組みの例

- ・学習指導要領の見直しを進め、基礎・基本の確実な定着と学ぶ意欲の向上を図り、引き続き「確かな学力」の育成に努めます。
- ・小学校6年生・中学校3年生を対象とした全国的な学力調査を平成19年度に実施します。
- ・教員免許更新制度の検討や研修の充実、教員評価システムの改善に努めます。
- ・学校評価システムの構築を推進します。
- ・現在、都道府県が担っている教職員の人事権の中核市への移譲を検討します。
- ・子どもの基本的な生活習慣の育成支援や地域における子どもの居場所づくりを進め、家庭・地域の教育力の向上を図ります。

教育基本法の改正について、お問い合わせは下記担当までお願いします。

担当：文部科学省教育基本法改正等プロジェクトチーム

〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1

Tel 03-5253-4111（内線4913、4903、4912）

homepage：<http://www.mext.go.jp/>